

## 新時代対応型伝統的工芸品等支援事業費補助金交付要領

### (通 則)

第1条 新時代対応型伝統的工芸品等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「規則」という。）及び秋田県産業労働部地域産業振興課関係補助金等交付要綱（以下「交付要綱」という。）の規定によるほか、この要領に定めるところによる。

### (定 義)

第2条 この要領において「伝統的工芸品等」とは、県内において伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）の規定により経済産業大臣の指定を受けたもの、秋田県伝統的工芸品産地産業振興対策要綱の規定により秋田県知事の指定を受けたもの及び市町村が地場産業として支援している工芸品等（製作者が少数で、産地として産業集積がなされていない古くから伝わる工芸品などを含む。）をいう。

2 この要領において「産地等」とは、次の各号に該当するものをいう。

- 一 伝統的工芸品等の製造事業者を構成員とする団体であって、知事が適当と認めたもの
- 二 伝統的工芸品等の製造又は販売に携わっている者が含まれる2者以上のグループであって、知事が適当と認めたもの（ただし、グループの1名以上が原則として県内に住所を有し、伝統的工芸品等の製造又は販売に携わっていること。）

3 この要領において「事業者」とは、伝統的工芸品等の製造又は販売に携わっている法人企業又は個人事業者（ただし、原則として県内に本店、支店又は営業所等の拠点（個人事業者にあっては住所）を有する者に限る。）であって、知事が適当と認めたものをいう。

### (交付の目的)

第3条 この補助金は、産地等及び事業者が行う、新たな販路開拓・新商品開発・後継者育成・原材料確保をはじめとした伝統的工芸品等産業の魅力創出や技術の継承等の取組に対し、当該経費の一部を補助することにより、伝統的工芸品等産業の振興を図ることを目的とする。

### (補助対象者)

第4条 この事業の対象者は、産地等及び事業者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、補助の対象としない。

- 一 国税または地方税の滞納があるもの（ただし、課税庁が認めた納入計画を立てているものを除く。）
- 二 秋田県又は公的金融機関等からの融資（間接融資を含む）等を受け、その債務の履行を怠り又は滞っているもの（ただし県又は公的金融機関等が認めた返済計画を立てているものを除く。）
- 三 その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるもの

（補助対象事業）

第5条 補助対象事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 販路開拓・新商品開発支援事業

伝統的工芸品等の販路開拓や知名度向上等を目的として、マーケティング調査・商品PRや新商品開発等について他の事業者（他業種も含む）と連携して行う事業

- 二 持続化支援事業

新規供給元の確保等原材料確保に向けた取組や従業者への技術指導に係る取組、その他事業継続に必要な取組を行う事業

（補助率及び補助限度額等）

第6条 前条各号に掲げる事業の補助率、補助限度額等については、別表1のとおりとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- 2 複数の事業を選択して実施する場合の補助限度額は、1申請者あたり100万円とする。

（補助事業の実施期間）

第7条 補助事業の実施期間は、交付要綱第4の規定に基づく交付決定通知があった日から、当該交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が事業計画の完了の日とした日又は

当該年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

- 2 事業の効率的な実施を図るうえで、やむを得ない事情により交付決定前に着手する必要がある場合には、補助金交付決定前着手届（様式第3号）を知事に提出したのちに着手することができるものとする。なお、その場合は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等を自らの責任とすることを了知した上で事業に着手するものとする。

#### （補助対象経費）

第8条 この補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表2に掲げる経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるものとする。

#### （事業実施計画審査）

第9条 第5条各号に掲げる補助対象事業を実施し、補助金の交付を受けようとする産地等及び事業者は、別に定める期間内に、別表3に掲げる事業実施計画審査申請書（様式第1号）、事業実施計画書（様式第2号）（以下、「申請書等」という。）及び参考書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項に規定する申請書等の提出があった場合には、別に定める審査会の審査を経たうえで、補助金交付申請資格の適否を決定し、当該申請書等を提出した者に通知するものとする。
- 3 申請書等の作成にあたっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額と控除できる部分金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して行うものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が明らかでないものについては、この限りではない。

#### （補助金の申請）

第10条 前条第2項の規定より、補助金交付申請資格を有すると認められた者は、別表3に掲げる補助金等交付申請書（交付要綱様式第1号）、事業実施計画書（交付要綱様式第2号）及び収支予算書（交付要綱様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第11条 知事は、前条による申請があったときは、その内容を審査し、予算の範囲内で補助金の交付を決定するものとする。

2 知事は、前項の決定をしたときは、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、別表3に掲げる補助事業等実績報告書(交付要綱様式第12号)、事業実績書(交付要綱様式第13号)、収支精算書(交付要綱様式第14号)に、参考書類を添えて知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第13条 知事は、前条に規定する実績報告書等の提出があったときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う調査等により交付すべき補助金の交付額を確定し、補助事業者にその旨を通知するものとする。

2 知事は、確定した補助金の額が交付決定額と同額であるときは、前項の通知を省略することができる。

(交付決定の取消し)

第14条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- 一 この要領の規定に違反したとき
- 二 交付金を交付対象事業以外の用途に使用したとき
- 三 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき
- 四 偽りその他不正な手段により交付金の交付を受けたとき

2 知事は、前項に規定する取消しの決定を行ったときは、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(事業実施状況報告)

第15条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度11月末までに事業実施状況報告書(様式第4号)により、知事に報告しなければならない。

(帳簿等の整備、保存の義務)

第16条 補助事業者は、補助事業の経理に係る帳簿類を別途作成し、経費の支払に係る全ての証拠書類(見積書、発注書、契約書、請書、納品書、請求書、領収書等債務の発生事実及び支払いに当たって作成又は取得した一切の書類)を整理して保管しなければならない。なお、これらの帳簿類及び証拠書類については、補助事業終了後5年間保存するものとし、知事の求めがあった場合においては、その内容を開示しなければならない。

(その他)

第17条 規則、交付要綱及びこの要領に定めるもののほか、必要な事項は、地域産業振興課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年6月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。